

年 月 日

岐阜県知事 様

岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給申請書

※必須項目

次の4点（家計急変により申請される場合は、5点）を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、岐阜県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は、岐阜県以外の都道府県に奨学給付金の申請を行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ☐ 申請後に年収見込額に変更があった場合は、申し出ます。（家計急変により申請される場合のみ）
- 岐阜県公立高等学校等奨学給付金の支給を申請します。

申請者住所等	〒500-8570 岐阜市萩田南2-1-1 Tel () -	ふりがな 申請者氏名	ぎふ たらう 岐阜 太郎
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他 ()		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等について】（対象となる高校生等ごとに申請書を作成してください。）

ふりがな	ぎふ じろう	生年月日	平成 20 年 6 月 16 日
氏名	岐阜 次郎		
在学する学校	学校名	岐阜県立 ■■ 高等学校	
	学校の種類等 (右の番号を記入)	①高等学校（全日制） ②高等学校（定時制） ③高等学校（通信制） ④高等学校（専攻科） ⑤中等教育学校（後期課程） ⑥中等教育学校（後期課程専攻科） ⑦高等専門学校（1～3学年） ⑧専修学校（高等課程）昼間学科 ⑨専修学校（一般課程）昼間学科 ⑩専修学校（高等課程）夜間等学科 ⑪専修学校（一般課程）夜間等学科 ⑫専修学校（高等課程）通信制学科 ⑬専修学校（一般課程）通信制学科 ⑭各種学校（外国人学校） ⑮各種学校（その他）	
	学校の所在地	岐阜 市 区 町 村 ■■■ 丁目 ■■	
	在学期間	令和6年4月 1 日 ～	学年
上記在学校以外の過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	～ 年 月 日
	学校名	立	～ 年 月 日
	学校の種類等 (上記番号を記入)		在学中に給付金を受給した回数
			なし 回 1 2 3 4 不明 □ □ □ □ □ □

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科に通う生徒の世帯は不要です。)

☐ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の証明書類を提出します。

①	☒	親権者(両親) 2名分 ・生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	☐	親権者 1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の証明書類を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ) 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人() 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等) 2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

(3) 次の理由により、証明書類を提出しません。

☐ ○所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※ (2) 又は (3) に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☒ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科に通う生徒の世帯は不要です。)

【同意事項】

以下の内容に同意する場合は、□にレ点を付けてください。

☒ 提出する証明書類のうち、「高等学校就学支援金」の申請・届出において、岐阜県内の公立高等学校に提出している証明書類や電子データにより確認されることに同意します。

☒ 証明書類や電子データとして個人番号カードの写し等を提出した場合、岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限って、個人番号を使用し地方税関係情報及び生活保護関係情報を取得することに同意します。

☒ 高等学校等奨学給付金の受領口座について、学校に届出済みの、授業料等・学校諸費支払に使用する金融機関等口座を使用することに同意します。